

第3期和光市障害福祉計画（案）の概要

(1) 趣旨

障害者自立支援法では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障害福祉計画）を定めることとされており、更なるサービス提供体制の確保を整備するために第3期和光市障害福祉計画を策定します。

(2) 目的

本計画は、国が示す基本指針における基本的理念、「障害者等の自己決定と自己選択の尊重」、「実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等」及び「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」の下、障害福祉サービス等の一層の充実を図ることを目的としています。施設入所者や精神科病院に入院している障害者の地域移行や就労移行の数値目標を定め、そのために必要な福祉サービスの提供体制の確保を目指します。

(3) 概要

本計画は5章で構成されており、第1章で計画策定の趣旨や基本的理念などの概要を述べ、第2章では平成26年度の数値目標を掲げています。

数値目標を達成するためには、適切なサービスの提供が不可欠です。計画では必要なサービス見込むことされており、第3章で障害福祉サービスの見込量との方策を、第4章で地域生活支援事業のサービス量と方策を記載しています。

第5章では、計画を推進していくための体制について述べ、地域の関係者や当事者、関連機関が集まる自立支援協議会を中心に計画を推進していくこととしています。

また、参考資料として、和光市地域自立支援協議会運営要綱、和光市地域自立支援協議会計画策定部会委員名簿及び計画策定経過を載せています。